



堺市景観計画

【概要版】

■堺市景観計画改定の背景

本市では平成 5 年（1993 年）に「堺市景観基本計画」を策定し、市民・事業者・行政が協力しながら良好な景観形成を進めてきました。平成 16 年（2004 年）に景観法が制定され、より実効性を持った景観誘導を実施し、魅力ある景観形成を図るため、平成 23 年（2011 年）に「堺市景観計画」を策定しました。平成 27 年（2015 年）には、それまで「重点的に景観形成を図る地域」として位置付けていた百舌鳥古墳群周辺地域について、より一層古墳群と調和した良好な市街地景観の形成を進めるため、「【別冊】堺市景観計画－百舌鳥古墳群周辺地域－」を策定しました。令和元年（2019 年）には百舌鳥・古市古墳群が世界遺産に登録され、この貴重な資産を適切に保存し、後世に引き継いでいくことが求められています。

景観計画策定以降、本市を取り巻く社会情勢や都市の状況は大きく変化しています。令和 3 年（2021 年）に市政運営の大方針である堺市基本計画 2025 を策定し、また景観計画の運用においては、当初の策定から 10 年以上を経る中で、技術的な進歩やデザインのトレンド等への対応、景観形成について共通の認識を持つ難しさ等の課題も見られます。

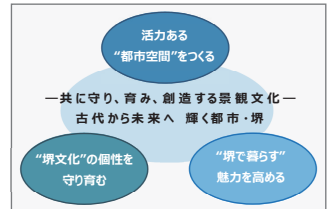
こうした状況を踏まえ、これまでの取組を継承しつつ、本市の都市像の実現に向けて更なる良好な景観形成をめざして景観計画を改定します。

■景観計画の区域

堺市全域を景観計画の区域とします。

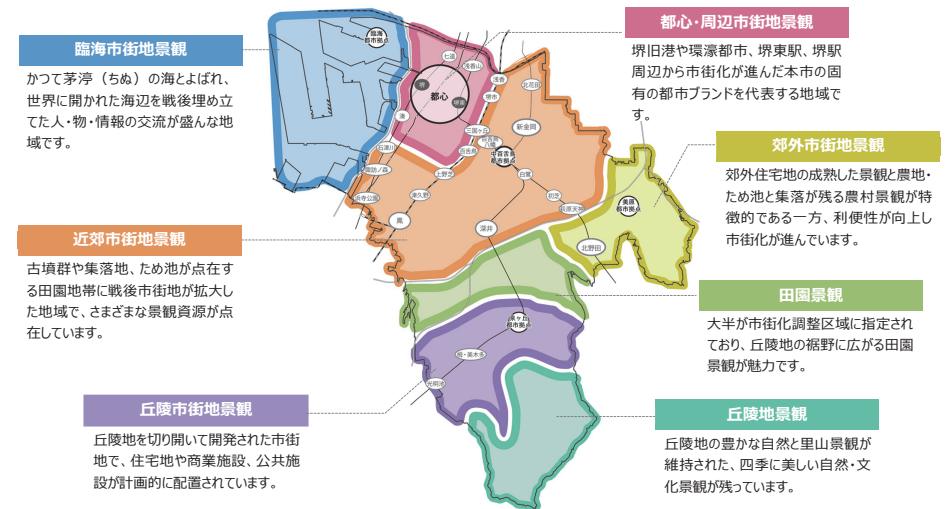
■景観形成の理念と基本方針

自然環境や長い歴史の中で培われてきた文化、伝統を映し出す鏡が景観です。古代から中世、近世、近代へと都市を拓いてきた先人たちが築き上げた堺の景観文化を共に守り育み、これらの資源と調和した新たな魅力ある景観を創造することで、風格ある堺らしい都市の魅力を高め、次代に継承することにより、地域と人がいきいきと輝く都市・堺をめざします。



■地域別景観形成方針

本市の景観は自然、歴史、市街地形成の観点から、大きく 7 つの特徴ある地域に区分することができます。これらの地域ごとに景観特性を把握し、景観形成の方針を示します。



都心・周辺市街地景観

a 都心及び駅前の拠点の景観

- 【特性】
- 堺東駅前の商業・業務施設の集積による風格とにぎわいのある景観
 - 堺駅前の商業・業務施設の集積による明るくにぎわいのある景観
 - 堺市駅前の市街地再開発事業や隣接する都市公園を含めた整った景観



①堺東駅前 ②堺駅前

b 都心周辺の特徴的な通り景観

- 【特性】
- 電線が地中化され、けやき並木が特徴的な大小路筋（大小路筋）
 - 阪堺線や町家をはしめとするさまざまな景観資源が特徴的な大道筋
 - 広幅員の道路にフェニックスが特徴的な国道26号（フェニックス通り）
 - けやき並木のトンネル沿いに落ち着いたまちなみが連なる今池三ツ国丘線（けやき通り）
 - 仁徳天皇陵古墳・大仙公園とつながる緑豊かな深井畑山宿院線（御陵通り）

③大小路筋（大小路筋）のまちなみ ④大道筋と阪堺線のまちなみ
⑤国道26号（フェニックス通り） ⑥今池三ツ国丘線（けやき通り）

c 古墳及びその周辺の景観

- 【特性】
- 低層住宅地の中で雄大な姿を見せる深い緑に包まれた古墳と、うるおいを感じる森・静かなたたずまいの良好な住宅地のまちなみと、公園や周遊路の緑



⑦仁徳天皇陵古墳 ⑧履中天皇陵古墳 ⑨深井畑山宿院線（御陵通り） ⑩大仙公園

d 環濠都市の歴史的なまちなみ景観

- 【特性】
- 環濠都市をほうふつとさせる内川、土居川の水辺空間
 - 昔ながらの町割、建物が残るまちなみ
 - 寺社の集積する寺町のまちなみ
 - 阪堺線沿いに点在する町家のまちなみ
 - 包丁、線香などの伝統産業が息づくまちなみ
 - 紀州街道、竹内街道などの歴史的なまちなみ

⑪山口家住宅 ⑫環濠北部の歴史的なまちなみ
⑬紀州街道 ⑭土居川の水辺空間

e 暮らしと生産の場が共存する景観

- 【特性】
- 職住が一体となった生活感のあるまちなみ
 - 工場緑化によるうらおいのあるまちなみ



⑮三宝地区の工場緑化 ⑯石津地区の工場のまちなみ

f 堺旧港・大和川の景観

- 【特性】
- 歴史を意識して整備された堺旧港
 - 広大な水と緑を感じることができると大和川のオープンスペースの景観



⑰堺旧港 ⑱大和川の広がりある景観

景観形成の目標

古代から未来へ、風格とにぎわいある堺を代表する景観の継承と創造

【目標を実現するための方針】

- 多様な都市機能が集積している都心は都市ブランド力を高めるため、類似まれな歴史文化や都市機能を活用し、多様な主体を惹きつける本市の中心的拠点にふさわしいにぎわいの創出や風格のある景観とします。また、地域の拠点となる鉄道駅前においてはそれぞれの地域特性を踏まえた駅前空間の創出や周辺との調和を図ります。
- 都心の軸となる大小路筋（大小路筋）や大道筋はオーカブルなシンボリック空間の形成や交通結節点のにぎわい空間の創出、魅力的な夜間景観の形成などによる多様な人が集い交流する魅力あふれる景観とします。その他の幹線道路沿道においては節度あるデザインや沿道の緑化により、まちなみの調和やよまに配慮した秩序ある景観形成を図ります。
- 百舌鳥古墳群周辺地域は、世界遺産を保全しながら古墳周辺の建築物や屋外広告物について景観誘導を推進し、百舌鳥古墳群と調和した歴史文化を感じられるおもてなし空間としてふさわしい景観とします。
- 堺環濠都市地域とその周辺は、歴史文化資源の保存や歴史的まちなみを保全しながらこれらと調和した風情が感じられる趣のある景観とします。
- 環濠都市の名残である内川・土居川と堺旧港周辺は、それぞれの水辺空間と緑を活用した景観とします。
- 工場と住宅が混在する地域では工場に周辺との調和に配慮したデザインや植栽を取り入れ、暮らしと生産の場が共存する潤いある景観形成を図ります。
- 大和川周辺においては広大な水と緑のオープンスペースとの調和に配慮し、地域と水辺が一体となった魅力ある景観形成を図ります。
- 周辺環境との調和に留意しながら地域に分布する緑・水系といった特徴的な自然景観の保全と活用を図ります。
- 歴史的まちなみや建築物などの歴史文化資源を地域のシンボルとして活用し、地域全体のよりよい景観形成を図ります。

近郊市街地景観

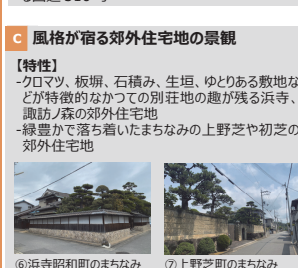
a 駅前の拠点の景観

- 【特性】
- 駅前広場を中心とする整然とした中百舌鳥駅前の景観
 - 新金岡駅前の商業施設を核とするにぎわいのある景観
 - 都市機能の集積が進んだ深井駅前の景観
 - 鳳駅前前の商業施設等を核とするにぎわいのある景観

①中百舌鳥駅前 ②新金岡駅前
③深井駅前 ④鳳駅前

b 幹線道路沿道の景観

- 【特性】
- 交通上の骨格を形成し、沿道に商業施設が立地する広幅員道路の大坂高石線（常磐浜寺線）、大阪中央環状線、堺狭山線（泉北1号線）
 - 沿道に商業施設が連なる国道310号

⑤大阪中央環状線 ⑥浜寺昭和町のまちなみ
⑦上野芝町のまちなみ

c 風格が宿る郊外住宅地の景観

- 【特性】
- クロマツ、板塀、石積み、生垣、ゆとりある敷地などが特徴的なかつての別荘地の趣が残る浜寺、諏訪ノ森の郊外住宅地
 - 緑豊かで落ち着いたまちなみの上野芝や初芝の郊外住宅地



⑧二サザイ古墳 ⑨石津川・工場と住宅のまちなみ

d 古墳及びその周辺の景観

- 【特性】
- 低層住宅地の中で雄大な姿を見せる深い緑に包まれた古墳と、うるおいを感じる緑
 - 静かなたたずまいの良好な住宅地のまちなみと、公園や周遊路の緑



⑩二サザイ古墳 ⑪金岡公園

9 大規模な公園・緑地の景観

- 【特性】
- 豊かな緑とオープンスペースを有する大規模な公園・緑地の景観



⑫大泉緑地 ⑬大泉緑地

h 旧街道沿いの景観

- 【特性】
- 竹内街道や長尾街道、西高野街道などの旧街道沿いに残る歴史的なまちなみ
 - 旧街道沿いに、家原寺や大鳥大社などの由緒ある寺社が残るまちなみ



⑭長尾街道 ⑮西高野街道

e 伝統産業が息づく景観

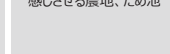
- 【特性】
- 石津川の流れを利用した伝統産業の注染・和晒工場などが集積するまちなみ



⑯菅池 ⑰菅池

f 田園景観

- 【特性】
- 市街地の中でも自然を感じさせる農地、ため池



⑱菅池 ⑲菅池

i 公的住宅団地が建ち並ぶ景観

- 【特性】
- 計画的に開発された公的住宅団地が整然と建ち並ぶまちなみ
 - 成熟した住宅団地の緑豊かなまちなみ

⑳公的住宅団地のまちなみ

景観形成の目標

暮らしの中で歴史文化、自然が織りなす多彩な景観の保全と創造

【目標を実現するための方針】

- 地域の拠点となる鉄道駅前においては、それぞれの地域特性を踏まえた駅前空間の創出や周辺との調和を図ります。中百舌鳥都市拠点は、にぎわいや活力を感じられる駅前空間の創出を図り、インベーション創出拠点にふさわしい景観とします。新金岡駅周辺では、豊かな緑やこのエリアの利便性を強めとしたにぎわいある景観とします。また、深井駅周辺は、多様な世代が集い交流する水質公園を新たな中区のシンボルとしたにぎわいある景観とします。
- 幹線道路沿道においては、節度あるデザインや沿道の緑化により、まちなみの調和やよまに配慮した秩序ある景観形成を図ります。
- 良好な住環境が保たれている郊外住宅地とその周辺では、歴史ある住宅と緑豊かでゆとりあるまちなみの保全を図ります。
- 百舌鳥古墳群周辺地域においては、世界遺産を保全しながら古墳周辺の建築物や屋外広告物について景観誘導を推進し、百舌鳥古墳群と調和した歴史文化を感じられるおもてなし空間としてふさわしい景観とします。
- 工場と住宅が共存する地域では、工場に周辺との調和に配慮した開放的なイメージのデザインや植栽を取り入れ、暮らしと生産の場が共存する潤いある景観形成を図ります。
- 周辺環境との調和に留意しながら地域に分布する緑・水系・ため池といった特徴的な自然景観の保全と活用を図ります。
- 歴史的まちなみや建築物などの歴史資源を地域のシンボルとして活用し、地域全体のよりよい景観形成を図ります。

郊外市街地景観

a 緑豊かでゆとりある郊外住宅地の景観

- 【特性】
- 重厚で緑豊かな生垣、ゆとりある敷地などが特徴的な大
美野の良好な住宅地の景観
- 計画的に整備されたさつき野の整った住宅地景観



① 大美野の住宅地のまちなみ

② さつき野の住宅地のまちなみ

b 集落地の景観

- 【特性】
- 昔の集落や寺が残る田
園景観と調和した黒山の
まちなみ
- 街道沿いに残るまちなみ



③ 黒山集落地のまちなみ

④ 黒姫山古墳

c 田園景観

- 【特性】
- ため池・河川などの自然特性を有
する田畑が広がる田園景観



⑤ 西除川沿いの景観

d 幹線道路沿道の景観

- 【特性】
- 商業施設が建ち並び、にぎわい
を感じられるまちなみ



⑥ 国道 309 号

e 拠点の景観

- 【特性】
- 洗練されたデザインを持つ美原都市拠点の景観
- 再開発が進み整った北野田駅周辺の景観



⑦ 美原都市拠点周辺

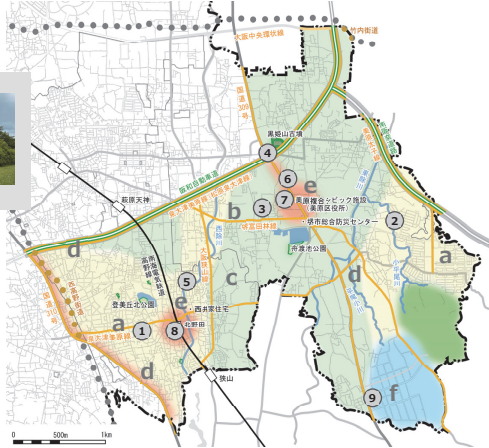
⑧ 北野田駅周辺

f 大阪木材工場団地の景観

- 【特性】
- 工場が集積するまとまりある
まちなみ



⑨ 大阪木材工場団地の景観



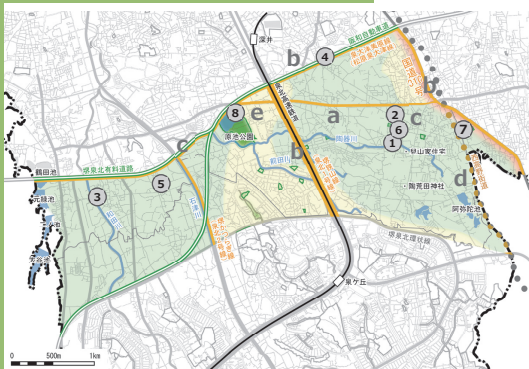
景観形成の目標

緑豊かな郊外住宅地景観及び田園と調和した集落地景観の保全

【目標を実現するための方針】

1. 良好な住環境が保たれている郊外住宅地とその周辺では、歴史ある住宅と緑豊かでゆとりあるまちなみの保全を図ります。
2. 集落地のまちなみや周辺の農地などの田園景観と調和した景観形成を図ります。
3. 周辺環境との調和に留意しながら地域に分布する田畑・ため池・河川、起伏ある地形といった特徴的な自然景観の保全と活用を図ります。
4. 幹線道路沿道においては節度あるデザインや沿道の緑化により、豊かな緑と調和した落ち着いた景観形成を図ります。
5. 美原都市拠点では都市機能が集積した美原区域のシンボルゾーンとして、周辺の良好な田園景観との調和を保ちつつ、にぎわいのある景観形成を図ります。

田園景観



a 河川沿いに広がる田園景観

- 【特性】
- 陶器川・和田川沿いに広がる貴重な自然・農業生産空間としての田園景観
- 河川沿いに点在するため池・樹林地



① 陶器川



② 陶器川周辺の農地



③ 和田川

b 幹線道路沿道の景観

- 【特性】
- 田園景観を貫く機能
性を有する幹線道
路のまちなみ

④ 泉大津美原線
(松原泉大津線)

丘陵市街地景観

a 駅前の拠点の景観

- 【特性】
- 計画的に配置された商業施設や公共施設が
生み出すにぎわいのあるまちなみ



① 泉ヶ丘駅前



② ビッグバン



③ 堺・美木多駅前



④ 光明池駅前

b 大規模な公園・緑地の景観

- 【特性】
- ニュータウン内に計画的に整備された大規模な
公園・緑地・緑道による景観



⑤ 大運公園



⑥ 新植尾公園

c 成熟したニュータウンのまちなみ景観

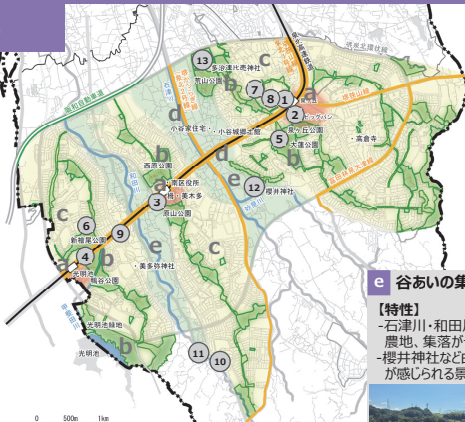
- 【特性】
- 自然景観を活用して計画的に整備された泉北ニュー
タウンの成熟したまちなみ
- 緑豊かでゆとりある敷地が特徴的な郊外住宅地



⑦ 竹城台の住宅地のまちなみ



⑧ 公営賃貸住宅のまちなみ



d 幹線道路沿道の景観

- 【特性】
- 周辺の商業施設や集合住
宅、緑が連なるニュータウンの
骨格となるまちなみ



⑨ 堺狭山線（泉北 1 号線）

e 谷あいの集落地景観

- 【特性】
- 石津川・和田川の谷あいに位置する里山と
農地、集落が一体となった田園景観
- 櫻井神社など由緒ある寺社などが残る歴史が
感じられる景観



⑩ 谷あいの集落と田園の景観



⑪ 和田川沿いの集落地の景観



⑫ 櫻井神社



⑬ 多治速比売神社

景観形成の目標

活力を感じる景観形成と緑豊かな郊外住宅地景観、周辺の自然及び田園景観の保全

【目標を実現するための方針】

1. 泉北ニュータウンでは緑豊かな住宅地景観を保全しつつ、駅前や近隣センターなどで多様な都市機能が集積したにぎわいや交流を生み出す魅力的な景観形成を図ります。
泉ヶ丘都市拠点は豊かな緑空間や商業機能、医療機能等を強みとした幅広い世代の人でにぎわい、交流する魅力的な景観とします。
2. 泉北ニュータウンの公営賃貸住宅や公共施設の更新にあたっては、周辺の土地利用と調和した魅力的な景観形成を図ります。
3. 幹線道路沿道においては、節度あるデザインや沿道の緑化により、豊かな緑と調和した落ち着いた景観形成を図ります。
4. 谷筋の集落地では、農地や河川・ため池などの自然資源と一体となった潤い豊かな景観形成を図ります。
5. 農地、河川・ため池、丘陵地の斜面樹林などの自然景観や、寺社などの貴重な歴史資源の保全を図ります。

c 農村集落地の景観

- 【特性】
- 昔ながらの生活が
うかがえる農村集
落のまちなみと、周
辺の農地が一体と
なった景観



⑤ 太平寺集落地のまちなみ

⑥ 田園と一体になった
集落のまちなみ

d 旧街道沿いに残るまちなみ景観

- 【特性】
- 西高野街道など、
旧街道沿いに残る
歴史的まちなみ



⑦ 西高野街道

e 大規模な公園・緑地の景観

- 【特性】
- 田園景観の中にあ
ってスポーツ・レク
レーションが楽しめ
る開放的な景観



⑧ 原池公園

景観形成の目標

丘陵地に沿ってなだらかに広がる田園景観の保全

【目標を実現するための方針】

1. 起伏のある地形、田畑、ため池、河川などからなる貴重な自然・農業生産空間としての田園景観の一体的な保全を図ります。
2. 幹線道路沿道や新たに市街化が進みつつある地域では、集落景観と調和した落ち着いた景観形成を図ります。
3. 背後の丘陵地・山なみへの見通しや周辺の集落景観との調和に配慮し、農地の潤いを感じられる伝統的な農村景観の保全を図ります。
4. 伝統的な集落や街道沿いに位置する歴史資源の保全を図ります。

丘陵地景観

a 自然の中に息づく里山景観

【特性】

-河川の谷あいに広がる農地と集落が一体となった景観
-ハーベストの丘など、豊かな自然を活用したレクリエーション施設のにぎわい



①田園景観

②里山景観・丘陵地の景観

③ハーベストの丘

b 南部丘陵の自然景観

【特性】

-丘陵地に残る樹林地やため池、河川など、四季の変化に富む豊かな自然が生み出す景観



④内河池

⑤堺自然ふれあいの森

⑥南部丘陵の樹林地

c 名刹が生み出す歴史ある景観

【特性】

-法道寺をはじめとする歴史と文化を感じることのできる景観



⑦法道寺



景観形成の目標

多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全

【目標を実現するための方針】

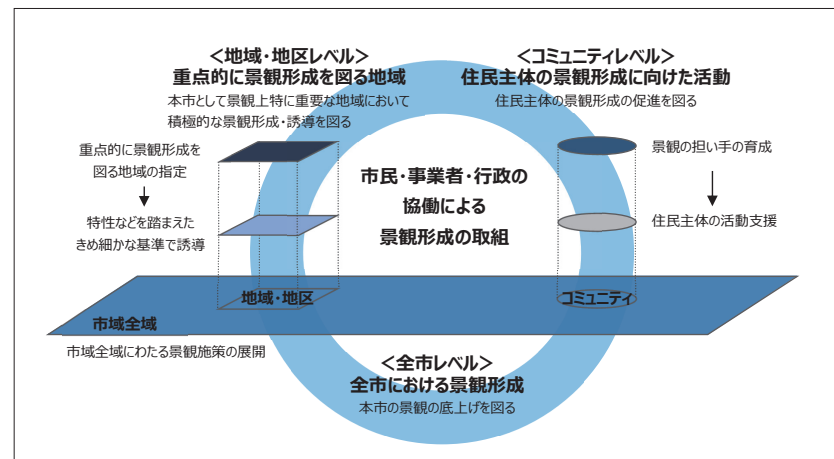
1. 農業の振興と市民協働により、丘陵地の豊かで多様な里山景観の保全を図ります。
2. 丘陵地に残る樹林地などの緑やため池、河川などの水辺といった豊かな自然景観の保全を図ります。
3. 景観に影響を及ぼす行為を抑制し、周辺の自然と調和のとれた景観形成を図ります。
4. まとまった住宅地では、周辺の自然景観に配慮した緑豊かな住環境の形成を図ります。

■ 市民、事業者、行政の協働

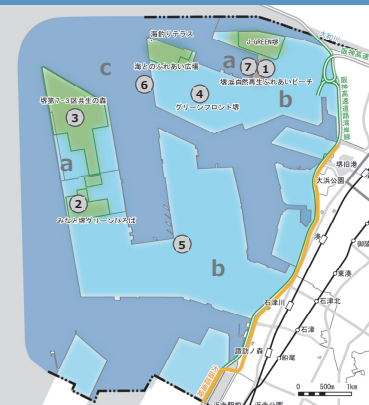
都市の景観形成には市民・事業者・行政といった多様な主体が関わっており、それぞれがめざすべき地域の将来像を共有しながら各自の役割を果たし、協働で取組を進めることが望ましい景観形成の実現につながります。

■ 3つの取組レベル

地域に活力をもたらし、訪れたい、住みたい、そして住み続けたいと感じる都市空間の形成に向けて、景観形成の理念及び方針に基づき、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識して協働による取組を進めるため、「全市レベル」「地域・地区レベル」「コミュニティレベル」の3つの取組レベルにおいて、各課題・目標に対応した効果的な取組手法を導入し、これらを実現するための施策を推進します。



臨海市街地景観



a 環境との共生が進む臨海部の景観

【特性】

-堺浜の人工海浜や堺第7-3区での共生の森づくりなど、自然環境の回復・再生の取組が進む緑の景観
-工場の敷地の緑が成熟したうるおいのある景観



①堺浜自然再生ふれあいビーチ

②みなと堺グリーンひろば

③堺第7-3区共生の森

b 大規模な工場が集積するダイナミックな景観

【特性】

-環境先進型の工場群や物流施設などからなる先進的かつスケールの大きいダイナミックな景観



④グリーンフロント堺

⑤大規模な工場群

c 広がりある海辺の景観

【特性】

-美しい夕日を望める大阪湾に面したスケールの大きい広がりある海辺の景観



⑥海辺の景観

⑦夕日が沈む大阪湾

景観形成の目標

産業と環境が共生する躍動感ある臨海部の景観形成

【目標を実現するための方針】

1. 環境と共生するエリアとして、自然環境の回復や環境に配慮した建築デザインを誘導しながら、親水性を強みとした海に開かれた景観形成を図ります。
2. 大規模な工場や物流施設については、相互に調和した質の高いデザインにより、まとまりと活力のある景観形成を図ります。
3. 臨海都市拠点においては、海辺の特性を強みとした商業施設や水と緑の憩いの空間、スポーツ・レクリエーション機能等により、にぎわいある景観形成を図ります。

「全市における景観形成」

■ 大規模建築物等の景観誘導

景観に及ぼす影響が大きい大規模な建築物や工作物などについて、全市域を対象とした届出制度を実施し、地域の景観特性に応じた景観誘導を図ることにより、全市的な景観の底上げを図ります。

■ 公共事業による景観形成

公共施設・公共空間は都市の骨格を形成し、都市景観に大きな影響を与える景観要素であり、良好な景観を先導する役割が求められているため、整備及び管理にあたっては、まちなみの保全や新たな魅力ある都市景観に資するよう積極的な公共事業による景観形成に取り組めます。

■ 景観資源の保全・活用

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定）

道路やその他の公共の場所からすべての人が容易に望見することができ、地域の景観形成上重要と認められる建造物及び樹木を所有者と協議の上、景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。

■ 屋外広告物による景観形成

屋外広告物の掲出にあたっては、更なる周知啓発や景観についての助言・指導や許可の手続きを通じ、市民・事業者・行政の協力と連携のもと、美しいまちなみの形成及び安全に配慮した掲出を促進し、本来の広告物の役割の発揮と魅力ある都市景観の形成に取り組めます。

「重点的に景観形成を図る地域」

本市を代表する歴史文化的景観を有し、また堺ならではの魅力としてその価値を高めることで、さまざまな人が訪れ集うことが期待される地域である「百舌鳥古墳群周辺地域」及び「堺環濠都市地域」においては、地域の良好な景観を保全して活用するため「重点的に景観形成を図る地域」として指定し、積極的な取組を進めます。

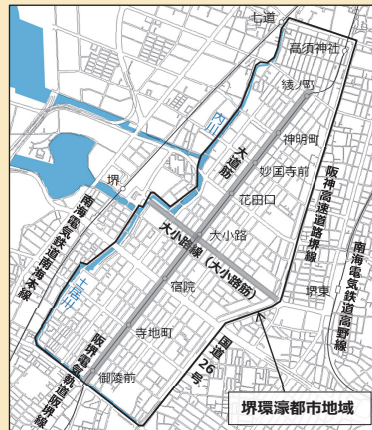
■ 百舌鳥古墳群周辺地域

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の百舌鳥エリアの資産の景観や環境を保全するため、都市計画で「百舌鳥古墳群周辺景観地区」を定め、景観形成の強化を図ります。



■ 堺環濠都市地域

歴史的なまちなみや、集積する商業・業務施設など多様な特性を持つ「堺環濠都市地域」において、今後予定されているさまざまな取組を踏まえた景観形成を進めるため、景観形成の強化を図ります。



■ 大規模建築物等の景観誘導

① 届出対象行為

行為の種類	対象規模
建築物の新築、増築、改築(※1)若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） -建築物の高さが15mを超えるもの -地上6階以上のもの -延べ面積が3,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	高架道路等 -地上からの高さが5mを超えるもの 橋梁等 -幅員が16m以上、又は延長が30mを超えるもの 上記以外の工作物 -次のいずれかに該当するもの -高さが15mを超えるもの -建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが15mを超えるもの

※1：建築物の増築や改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。

※2：建築物や工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等（タイルの貼替、塗替など）も届出対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

建築物



工作物



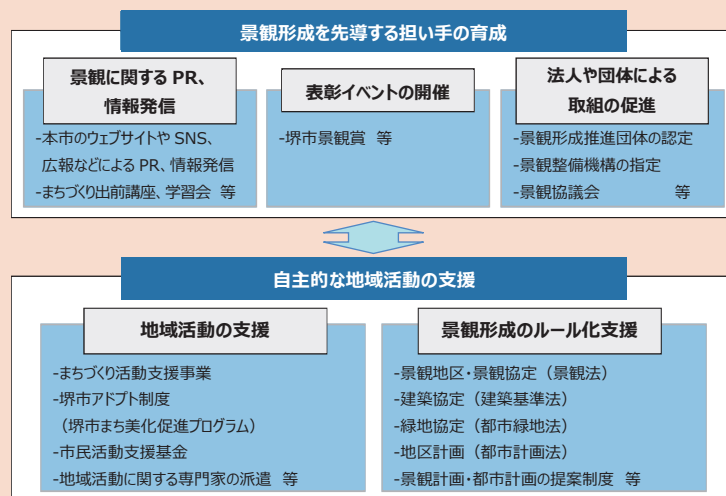
② 行為の制限（景観形成の基準）

（ア）建築物

項目	景観形成の基準
A. 地域特性	-建築物等が立地する地域の特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。
B. まちなみ	B-1 周辺との調和 -周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮して周辺との調和に配慮する。 B-2 まちかど（交差部）の景観形成 -まちかどに位置する建築物については、人の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。 B-3 通りの景観形成 -低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して通りのにぎわいを創出するような意匠とするように努める。 -低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。
C1. 建築計画／配置・外構	C1-1 空地の配置・意匠 -敷地内の境界付近に道路空間など一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。

「住民主体の景観形成に向けた活動」

都市の景観向上においては、住民が主体となった景観形成に向けた取組が果たす役割は大きいことから、地域の景観に関する課題や将来像を共有しながら継続的に景観形成に取り組むことが重要です。



項目		景観形成の基準																	
C1. 建築計画 ／配置・ 外構	C1-2 敷地の形態・意匠	-敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。																	
	C1-3 屋外付帯施設 （駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場、受水槽 など）	-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込むようなデザインとする。																	
C2. 建築計画 ／建築物	C2-1 建築物の形態・意匠	-建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感がでるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。																	
	C2-2 外壁の材料	-外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。																	
	C2-3 外壁の色彩	-外観の色彩は地域特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 <table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>YR（橙）系</td><td>6 以上</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>6 以上</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>6 以上</td><td>2 以下</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>6 以上</td><td>-</td></tr></table> -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の 1／3 以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は右表のとおりとする。 -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を 2 以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の 1／3 以下とする。 -ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の 1／20 以下の範囲で使用するものとする。 -写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。 -色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。 -ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。			色相	明度	彩度	YR（橙）系	6 以上	4 以下	R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下	上記以外	6 以上	2 以下	無彩色	6 以上	-
	色相	明度	彩度																
YR（橙）系	6 以上	4 以下																	
R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下																	
上記以外	6 以上	2 以下																	
無彩色	6 以上	-																	
C2-4 屋根	-屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。																		
C3. 建築計画 ／ 付帯設備等	C3-1 屋上付帯設備等 （塔屋、屋上設備など）	-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。																	
	C3-2 屋外階段・ 外壁付帯設備 （室外機、樋など）	-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。																	

(イ) 工作物

項目	景観形成の基準
地域特性	-地域の特性を意識した景観形成に向けて、地域別方針に則した景観形成を図る。
まちなみ	-周辺の自然、歴史、市街地の景観や土地利用と調和した形態・意匠とする。 -擁壁や法面がある場合は、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。
色彩	-法令・規則等に基づき配色しなければならない場合を除き、周辺の景観と調和の取れた色彩を使用する。 -隣接する建築物等との調和にも配慮した色彩を使用する。
緑化	-既存樹木をできるだけ活用し、また敷地内の積極的な緑化を図る。
付帯設備	-設備等の付属物は、道路から見えにくい位置に設置する。もしくは工作物本体と調和するよう、意匠やめかくし等の工夫を行う。

■屋外広告物の景観誘導

① 対象行為及び規模

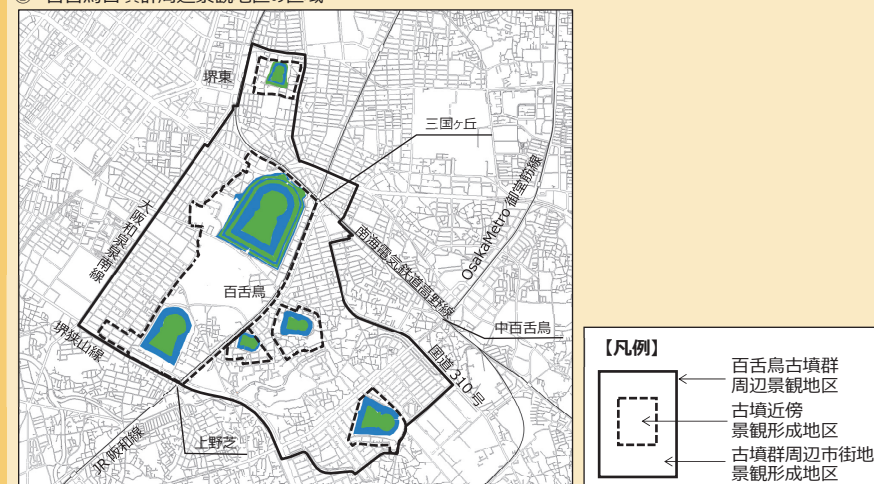
行為の種別	対象規模
広告物の表示、移転若しくは色彩の変更又は広告物を掲出する物件の設置、修繕若しくは色彩の変更	一の建築物又は一の掲出物件における表示面積の合計が 40 m ² を超えるもの

② 配慮事項

広告物に対する配慮	-表示しようとする広告物が建築物及び周辺の景観に調和し、かつ、全体として良質な意匠となるよう工夫すること -広告物の掲出位置、デザイン、色使い等に統一感を図ること -隣接する道路の沿道への掲出をできる限り控えること -情報の重複を避け、必要最小限の掲出とすること -照明や発光を伴うものは、明るさを抑え、過剰な点滅を控えるよう努めること -信号の視認性、歩行者・自転車等の通行の妨げにならないよう見通しや安全に配慮した掲出とすること -点検のしやすさや対候性・耐久性を考慮し、安全性に配慮した設計とすること
-----------	---

■百舌鳥古墳群周辺地域における景観形成の基準

① 百舌鳥古墳群周辺景観地区の区域



② 認定対象行為

行為の種類別	区域	対象規模
建築物の新築、増築、改築 (※1)若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	古墳近傍 景観形成地区(※3)	すべての建築物
	古墳群周辺市街地 景観形成地区	次のいずれかに該当するもの (増築・改築後に以下の規模になるものを含む) -建築物の高さが10mを超えるもの -地上4階以上のもの -延べ面積が500㎡を超えるもの

※1：建築物の増築、改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。

※2：建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等（タイルの貼替、塗替など）も認定対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

※3：巨大前方後円墳の周囲で、都市計画において、第一種低層住居専用地域、又は風致地区に指定されている区域

③ 行為の制限（景観形成の基準）

項目	景観形成の基準
A. 地域特性	-世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の景観や環境を保全するため、この地域特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。 【地形・自然特性に関する基準】 -安らぎを感じることができる古墳の濠の水辺空間や、古墳と一体となって緑のエリアを形成している大仙公園などの都市公園、街路樹が美しい御陵通りなどの緑豊かな景観を意識した計画となるよう工夫する。 【歴史文化特性に関する基準】 -世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の壮大さや、百舌鳥八幡宮や重要文化財である高林家住宅にみられる歴史的な建築物、竹内街道などのまちなみの特性を読み取り、それらの特徴的な形態・意匠を取り入れるなど、地域の歴史資産と調和した形態・意匠とする。 【市街地特性に関する基準】 -自然豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、落ち着いた形態・意匠とする。 -地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などでは、にぎわいの創出に寄与する形態・意匠とする場合においても、古墳と調和した節度あるものとする。
B. まちなみ	B-1 周辺との調和 -周辺建築物の高さや低層部の軒高、壁面の位置、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和のとれたまちなみ形成を図る。また、古墳への眺望を妨げないような配置・形状とするなど、古墳や周辺の歴史資産などの調和を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加えて外構の配置も考慮し、周辺との調和に配慮する。
	B-2 まちかど（交差点）の景観形成 -まちかどに位置する建築物については、人の目にとまりやすいことから古墳との調和やその場所の特性などに配慮し、まちかどを印象づけるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。
	B-3 通りの景観形成 -低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して古墳と調和した落ち着いたものがある中にもにぎわいを感じさせる意匠とするよう努める。 -敷地内では植栽を充実させる。特に、道路沿いでは効果的に配置するなど、緑豊かな空間の創出に配慮する。
C1. 建築計画 ／配置・ 外構	C1-1 空地の配置・意匠 -敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、緑豊かな空間となるように努める。

地域・地区レベル

	項目	景観形成の基準																						
C1. 建築計画 ／配置・ 外構	C1-2 敷地の形態・意匠	-敷地の門・塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽の配置や舗装の工夫をおこなうなど、緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。																						
	C1-3 屋外付帯施設 （駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場、受水槽 など）	-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込むようなデザインとする。																						
C2. 建築計画 ／建築物	C2-1 建築物の形態・意匠	-建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感がでるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。																						
	C2-2 外壁の材料	-外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。																						
	C2-3 外壁の色彩	-外観の色彩は古墳よりめだたないよう低彩度のものとし、緑豊かな古墳や周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 【色彩基準（大規模建築物※1）】 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の 1／3 以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は下の表のとおりとする。 <table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>YR（橙）系</td><td>6 以上</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>6 以上</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>6 以上</td><td>2 以下</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>6 以上</td><td>-</td></tr></table> -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を 2 以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の 1／3 以下とする。 -ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の 1／20 以下の範囲で使用するものとする。 -写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。 -色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出ることが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。 -ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。 【色彩基準（大規模建築物以外）】 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>YR（橙）系</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr></table> -ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は右表のとおりとする。 -アクセントカラーを用いる場合は見付面積に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。	色相	明度	彩度	YR（橙）系	6 以上	4 以下	R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下	上記以外	6 以上	2 以下	無彩色	6 以上	-	色相	彩度	YR（橙）系	6 以下	R（赤）、Y（黄）系	4 以下	上記以外
色相	明度	彩度																						
YR（橙）系	6 以上	4 以下																						
R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下																						
上記以外	6 以上	2 以下																						
無彩色	6 以上	-																						
色相	彩度																							
YR（橙）系	6 以下																							
R（赤）、Y（黄）系	4 以下																							
上記以外	2 以下																							
C2-4 屋根	-屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。																							

項目		景観形成の基準
C3. 建築計画 ／ 付帯設備等	C3-1 屋上付帯設備等 (塔屋、屋上設備など)	-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上付帯設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。
	C3-2 屋外階段・ 外壁付帯設備 (室外機、樋など)	-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。

※1：大規模建築物
次のいずれかに該当するもの
(増築後・改築後に以下の規模になるものを含む。)
-建築物の高さが15mを超えるもの
-地上6階以上のもの
-延べ面積が3,000㎡を超えるもの

■ 堺環濠都市地域における景観形成の基準

① 届出対象行為

行為の種別	対象規模
建築物の新築、増築、改築（※1）若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（※2）	次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） -建築物の高さが10mを超えるもの -地上4階以上のもの -延べ面積が500㎡を超えるもの

※1：建築物の増築、改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。
※2：建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等（タイルの貼替、塗替など）も届出対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

② 行為の制限（景観形成の基準）

項目	景観形成の基準
A. 地域特性	-堺環濠都市地域は歴史的なまちなみや利便性の高い活気ある都心など、さまざまな特性のエリアで構成された地域であるため、建築物が立地するエリアの地域特性に配慮して景観形成方針に則った計画とする。 【地形・自然特性に関する基準】 -堺環濠都市地域の魅力的な景観形成に向けて、濠の水辺空間や街区内の潤いある公園・緑地空間といった地域資源等を読み取り、それを意識した計画となるよう工夫する。 【歴史文化特性に関する基準】 -戦禍を免れた北部に点在する町家や東部及び南部に点在する寺社などにみられる、歴史的な建築物の外観・意匠、外構などの特性、町割や格子状の街区・街路といった地形特性、複数の街道が存在するまちなみ特性を読み取り、堺環濠都市地域の歴史文化資源等との関係性に配慮する。 【市街地特性に関する基準】 -都心としてふさわしい質の高い都市空間の形成に向け、景観形成を先導して周辺景観の向上に結び付くような形態・意匠とする。 -堺環濠都市地域の骨格を形成する大小路筋（※1）や大道筋においては、主要な交通動線として多くの人の目に触れ、エリアの印象を決定づける重要な景観形成の軸であることから、建築物の形態・意匠の連続性や通りとしての見え方を意識し、歩いて楽しい沿道景観となるよう配慮する。特に低層部ではしつらえを工夫し、にぎわいを創出するように努める。

項目		景観形成の基準
B. まちなみ	B-1 周辺との調和	-周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮して周辺との調和に配慮する。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、ウォカブルな街路空間や交差点でのにぎわい空間、魅力的な夜間景観などのまちなみ形成を図る。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部州街道などの街道沿いにおいては、昔ながらの低層のまちなみに配慮して建築物の形態・意匠や外壁の材料を工夫するなど、歴史的な建築物が主体となったまちなみ形成を図る。 -内川・土居川の濠沿いにおいては、水辺空間との連続性を意識したまちなみ形成を図る。
	B-2 まちかど（交差点）の景観形成	-まちかどに位置する建築物については、人の目にとりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。 -大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差点では、積極的に滞留空間を形成するなど、歩いて楽しいまちかどの創出に努める。
	B-3 通りの景観形成	-低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して形態・意匠、空地の配置を工夫するなど、歩いて楽しい通りのにぎわいを創出するような意匠とするよう努める。 -低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、本市のにぎわいや活力をけん引する魅力あるまちなみに寄与するデザインに努める。 -町家が点在する北部において、町家などの歴史的建築物に配慮した通り形成に努める。
C1. 建築計画 ／配置・ 外構	C1-1 空地の配置・意匠	-敷地内の境界付近に道路空間など一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。特に、大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観に寄与するよう空地を効果的に配置する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。
	C1-2 敷地の形態・意匠	-敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観となるように植栽の充実やベンチの設置、空地の確保など開放的なしつらえとする。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、周辺の歴史的な建築物の壁の位置に壁面を揃える、又は壁の位置に合わせてまちなみと調和した門柱や塀等を設けるなど、歴史的なまちなみに配慮した敷地の形態・意匠とするよう努める。 -濠沿いにおいては、遊歩道との連続性や緑化に配慮した敷地の形態・意匠とし、潤いを感じられる水辺空間の創出に努める。
	C1-3 屋外付帯施設 (駐車場、駐輪場、 ゴミ置き場、受水槽 など)	-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込むようなデザインとする。

項目		景観形成の基準																							
C2. 建築計画 ／建築物	C2-1 建築物の形態・意匠	-建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感がでるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては都心部のにぎわいに寄与するデザインとし、魅力あるまちなみ形成に努める。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社といった歴史的な建築物にみられる漆喰・板塀といった伝統的な材料や色彩の特徴、壁の位置などに配慮した形態・意匠とする。																							
	C2-2 外壁の材料	-外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部及び南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社等で見られる伝統的な材料（木材や漆喰等）との調和に配慮する。																							
	C2-3 外壁の色彩	-外観の色彩は堺環濠都市地域の特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 【色彩基準（大規模建築物 ※2）】 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の1／3以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は右表のとおりとする。 <table><tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td>YR（橙）系</td><td>6 以上</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>6 以上</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>6 以上</td><td>2 以下</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>6 以上</td><td>-</td></tr></table> -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を 2 以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の 1／3 以下とする。 -ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の 1／20 以下の範囲で使用するものとする。 -写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。 -色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。 -ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。 -漆喰や板塀といった伝統的な材料を使うなど、歴史的な建築物の特性に配慮されたものは、上記の限りでない。 【色彩基準（大規模建築物以外）】 -ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は右表のとおりとする。 <table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>YR（橙）系</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr></table> -アクセントカラーを用いる場合は、見付面積に対してできる限り小さい範囲で使用するものとし、効果的に使用する。	色相	明度	彩度	YR（橙）系	6 以上	4 以下	R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下	上記以外	6 以上	2 以下	無彩色	6 以上	-	色相	彩度	YR（橙）系	6 以下	R（赤）、Y（黄）系	4 以下	上記以外	2 以下
	色相	明度	彩度																						
YR（橙）系	6 以上	4 以下																							
R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下																							
上記以外	6 以上	2 以下																							
無彩色	6 以上	-																							
色相	彩度																								
YR（橙）系	6 以下																								
R（赤）、Y（黄）系	4 以下																								
上記以外	2 以下																								
C2-4 屋根	-屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。																								

項目		景観形成の基準
C3. 建築計画 ／ 付帯設備等	C3-1 屋上付帯設備等 （塔屋、屋上設備など）	-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。
	C3-2 屋外階段・ 外壁付帯設備 （室外機、樋など）	-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物との一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。

※1：景観形成基準では、大小路線（大小路筋）を大小路筋と表記する。

※2：大規模建築物

次のいずれかに該当するもの

（増築後・改築後に以下の規模になるものを含む。）

-建築物の高さが 15m を超えるもの

-地上 6 階以上のもの

-延べ面積が 3,000 m² を超えるもの

■大規模建築物の色彩基準（参考）

大規模建築物の外壁（ベースカラー）で使用できる色彩は、下に示すカラーチャート（※）の赤枠で囲んでいる範囲です。

※カラーチャートについて

-JIS 標準色票による

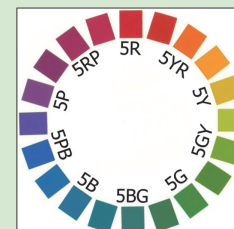
-代表的な色を例示しているものであり、全ての色彩についての基準を示すものではありません。

-印刷によるもので、実際の色と異なる場合があります。実際の色は色票により確認してください。

色の表示方法

色彩を数値化する手法としてマンセル表色系があります。これは日本工業規格（JIS）に基づく色彩の表示方法で、色相（赤・青・黄色などの色合い）、明度（色の持つ明るさ・暗さの度合い）、彩度（色の鮮やかさの度合い）の3つの属性により、色彩を表示します。

例) 5YR 6 / 4
色相 明度 彩度





堺市 建築都市局 都市計画部 都市景観室
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
TEL 072-228-7432/FAX 072-228-8468